

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を平成5年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月26日から同年4月1日まで

私は、平成5年3月26日にA株式会社に入社しC支店に配属となり、D本社で研修を受けた後、同年4月1日から同支店で勤務した。

厚生年金基金加入員証で、平成5年3月26日に厚生年金基金の加入員資格を取得したことが確認できるので、厚生年金保険の被保険者期間も同年3月26日からに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する申立人に係る従業員カード、E企業年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、平成5年3月26日からA株式会社C支店に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社C支店における平成5年4月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成3年12月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月9日から4年2月21日まで

私は、昭和60年7月にC株式会社（現在は、株式会社B）に入社し、平成3年12月にグループ会社であるA株式会社に転籍となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。10年2月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成3年12月9日にC株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得時の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、株式会社Bの親会社である株式会社Dは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月30日

A事業所に勤務した期間のうち、平成20年12月13日から22年5月31日まで育児休業を取得し、同年6月1日付けで育児休業から復職した。申立期間において賞与を支給され厚生年金保険料を事業主から控除されていたが、育児休業等取得者終了届の提出が遅れたため、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっている。

申立期間が年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む平成20年12月13日から22年10月16日までの期間は、育児休業期間として、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく厚生年金保険料の徴収の免除期間であったことが確認できる。

また、A事業所は、申立人が平成22年6月1日に当該事業所に復職したにもかかわらず、申立期間当時に健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届を提出していなかったとして、育児休業終了日を同年5月31日とした当該届を24年8月10日に年金事務所に提出しているが、当該届を

提出した時点で申立期間の厚生年金保険料の徴収権が既に消滅していたことから、申立期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

しかしながら、A事業所から提出された期間集計賃金台帳によると、申立人は、平成 22 年 6 月 30 日に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、期間集計賃金台帳において確認できる保険料控除額から 6 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の育児休業期間が終了した際に、申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届を提出しておらず、申立期間に係る賞与の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 15 日から 48 年 4 月 13 日まで
Aの身分の社員として、B事業所（承継会社は、C株式会社D支店）に勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないが、私の健康診断個人票には昭和 47 年 4 月 15 日採用と記載されている。
また、申立期間当時、Aの身分の社員であった同僚は、申立期間とほぼ同じ時期について、厚生年金保険被保険者として記録が訂正されていることから、私も同様に申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社D支店の回答から、申立人が申立期間において、Aの身分の社員としてB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E共済組合の存続組合であるF企業年金基金は、Aの身分の社員の期間は共済組合員とはならないとしている。

また、オンライン記録によると、B事業所は、昭和 48 年 12 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 12 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できる 11 人に照会を行った。その結果、回答が得られた 6 人のうち 5 人は、同年 12 月 3 日より前からAの身分の社員として同事業所に勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、いずれも、同日より前の勤務期間について、同事業所における共済組合員としての記録は見当たらない上、このうち、当時 20 歳以上であった 2 人は、国民年金被保険者

として国民年金保険料を全期間納付していたことが確認できる。

なお、申立人が、Aの身分の社員であった期間の記録が訂正されたとする同僚については、オンライン記録によると、平成21年9月7日に、昭和47年4月1日から48年4月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が統合されていることが確認できる。

しかしながら、当該同僚は、上記期間にAの身分の社員として勤務したのはG事業所であるとしているところ、オンライン記録によると、同事業所は、その当時、B事業所とは異なり、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2838 (事案 2736 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年から 47 年まで
② 昭和 50 年から 53 年まで

私は、昭和 44 年から 47 年まで A 株式会社 B 事業所に、50 年から 53 年まで C 株式会社、それぞれ 3 年間ぐらいつ勤務したはずなのに、厚生年金保険被保険者期間はいずれも実際に勤務した期間と相違しており、期間も短くなっている。

各申立期間について、一緒に勤務していた同僚の名前を思い出したので、再調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人が A 株式会社 B 事業所に勤務していたと主張している期間のうち厚生年金保険被保険者記録が無い期間において、当該事業所で被保険者資格を取得している 6 名に照会したところ、3 名から回答があったが、いずれも申立人のことを覚えていないと回答していること、ii) 同事業所は昭和 53 年 12 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の詳細及び申立人の勤務実態について確認することができないこと、iii) 同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、当該原票に不自然な訂正箇所等は見当たらないことなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 24 年 6 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人がC株式会社に勤務していたと主張している期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している3名に照会したところ、1名から回答があったが、申立人のことを知らないと回答していること、ii) 同事業所では申立人に係る人事記録等を保管していないため、申立人の勤務実態について確認することができないこと、iii) 同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、当該原票に不自然な訂正箇所等は見当たらないことなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、申立期間①と同様に年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回の再申立てに当たり、申立人はA株式会社B事業所で一緒に勤務した同僚として新たに3名の名前を挙げている。

しかしながら、3名のうち1名はオンライン記録において確認することができず、残りの2名は、オンライン記録によると、A株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者期間に申立期間①と重複する部分があるものの、照会に対して申立人を覚えていないと回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

申立期間②について、今回の再申立てに当たり、申立人はC株式会社と一緒に勤務した同僚として新たに2名の名前を挙げている。

しかしながら、2名のうち1名は既に死亡しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、ほかの1名は、オンライン記録によると、申立期間②は別の事業所において厚生年金保険被保険者となっており、C株式会社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

なお、上記同僚は、申立人がC株式会社において厚生年金保険被保険者となっている期間と重複する期間に、D株式会社において厚生年金保険被保険者となっている。このことについてC株式会社に確認したところ、当時、C株式会社にはD株式会社の従業員も勤務していたとすることから、申立人が当該同僚と一緒に勤務していたとする期間は、この期間であったと考えられる。

このほか、申立期間①及び②について委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。